

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名：松山市公共下水道事業会計

| | | | |
|------------|--|------------------|----------|
| 事業名 | 公共下水道、特定環境保全公共下水道（下水道事業） | | |
| 事業開始年月日 | 昭和37年7月10日 | 地方公営企業法の適用・非適用 | ■適用 □非適用 |
| 団体名 | 松山市 | 職員数（H24. 4. 1現在） | 96人 |
| 構成団体名 | | | |
| 健全化判断比率の状況 | □財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度） 計画期間： | | |

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

| | | | |
|-----------------|-------------|---------------|-------------|
| 資本費 | 151円（H21年度） | 財政力指数 | 0.74（H21年度） |
| 資金不足比率（健全化法）（%） | （年度） | 財政力指数（臨財債振替前） | （年度） |
| 経常収支比率（%） | 88.6（H21年度） | 実質公債費比率（%） | 8.9（H22年度） |
| | | 将来負担比率（%） | 90.1（H21年度） |

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし |
| [合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：松山市、北条市、中島町] |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| | |
|----------|---|
| 区分 | 内容 |
| 計画名 | 松山市下水道事業経営健全化計画 |
| 計画期間 | 平成24年度～平成28年度 |
| 計画策定責任者 | 松山市長 野志 克仁 |
| 既存計画との関係 | 松山市行政改革プラン2012 |
| 公表の方法等 | 公的資金補償金免除繰上償還に係る計画承認及び、松山市下水道条例の改正を市議会に提案（平成24年12月）し議決された後、松山市ホームページにて公表。 |
| 基本方針 | 本市は、これまでも使用料の適正化や処理場の維持管理を外部委託するなど下水道経営の健全化に取り組んできたが、下水道事業の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、下水道事業の経営基盤の確立と経営の安定化を図るため、受益者負担の原則に着目した経費負担区分の適正化、効率的な事業執行による経費の節減、資源・施設の有効利用などさらなる経営改善を進めていくこととする。 |

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

| 区 分 | | 旧運用部：年利5%以上 6%未満 | 旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 | 旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満 | 合 計 |
|-------------|---------|---------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|
| | | 旧簡保：年利5%以上 6%未満 | 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 | 旧簡保：年利6.5%以上 6%未満 | |
| | | | | うち年利7%以上 | |
| 旧資金運用部資金 | 繰上償還希望額 | | | | |
| | 補償金免除額 | | | | |
| 旧簡易生命保険資金 | 繰上償還希望額 | 161,775.1 | | | 161,775.1 |
| 旧公営企業金融公庫資金 | 繰上償還希望額 | | | | |

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高) | 年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高) | 年利6.3%以上 (平成24年度末残高) | 合 計 |
|------------------------------------|--|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----|
| | | うち年利7%以上 | | | |
| 公 営 企 業 債 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | | | | |
| ※ 上 記 の う ち (再掲) | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | | | | |

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高) | 年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高) | 年利6.5%以上 (平成24年度末残高) | 合 計 |
|------------------------------------|-------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------|
| | | うち年利7%以上 | | | |
| 公 営 企 業 債 | 下水道事業 | 161,775.1 | | | 161,775.1 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 161,775.1 | | | 161,775.1 |
| ※ 上 記 の う ち (再掲) | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | | | | |

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高) | 年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高) | 年利6%以上 (平成24年度9月期残高) | 合 計 |
|------------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-----|
| | | うち年利7%以上 | | | |
| 公 営 企 業 債 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | | | | |
| ※ 上 記 の う ち (再掲) | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | | | | |

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 財務上の特徴 | <p>本市の下水道処理人口普及率は59.6%（23年度末）にとどまっており、全国平均の73.7%（22年度末）を大きく下回っている状況である。</p> <p>一方、平成3年から平成14年までの間、国主導の景気対策に伴い短期・集中的に約2,000億円の建設投資を行った結果、施設整備に要した財源である企業債の未償還残高は、平成23年度末で約1,397億円にものぼり引き続き高い水準にあるとともに、元利償還金が年間事業費の約半分を占める状況が続いている。</p> <p>そのため、汚水処理原価が187円/m³（23年度）と高コスト体質である。また、使用料回収率が83.5%（23年度）であることから、十分な経費回収が達成できていない。さらに、平成22年度以降、一般会計からの繰入金による赤字補てんを行っていないため、経営改善に向けた人員削減・民間委託などを活用しているものの赤字決算が続いている。</p> |
| 経営課題 | <p>課 題 ① 経営改善に向けた取り組み</p> <p>第3次松山市下水道整備基本構想において目標として掲げてある、平成34年度までの単年度赤字の解消を確実に実現するために、経営健全化に向けた取り組みを行う必要がある。</p> |
| | <p>課 題 ② 使用料水準の適正化</p> <p>本市の汚水処理原価187円/m³（23年度）に対して、使用料単価が156円/m³（23年度）であるため、下水道使用料収入が汚水処理費を下回っている状況が続いている。そのため、下水道財政の健全化を図るためには、使用料水準の適正化が必要である。</p> |
| | <p>課 題 ③ 資本費の逡減</p> <p>本市の企業債未償還残高は約1,397億円（23年度末）にものぼり、元利償還金が年間事業費の約半分を占める状況が続いている。そのため、第3次松山市下水道整備基本構想にしたがって建設投資規模の適正化を行うとともに、国庫補助金など有利な財源を最大限確保することで、資本費の逡減を図っていく必要がある。</p> |
| | <p>課 題 ④ コストの縮減</p> <p>本市では民間的経営手法等の導入による包括的民間委託や職員数の削減などに努めてきた結果、汚水処理原価のうち維持管理費については、他の中核市と比較しても上位の効率性を発揮している。今後も、さらなるコストの縮減に向けた取組みを進める必要がある。</p> |
| | <p>課 題 ⑤ 普及率の向上</p> <p>本市の下水道処理人口普及率は59.6%（23年度末）であり、全国的にもまだまだ低い状況にある。有収水量の増加に伴う使用料収入の確保を図るため、効率的な下水道整備の拡大により普及率の向上に努める必要がある。</p> |
| 留意事項 | |

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

* 法非適用

(単位:百万円, %)

| 年 度 | | 平成19年度 (計画前5年度) (決 算) | 平成20年度 (計画前4年度) (決 算) | 平成21年度 (計画前3年度) (決 算) | 平成22年度 (計画前々年度) (決 算) | 平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込) | 平成24年度 (計画初年度) | 平成25年度 (計画第2年度) | 平成26年度 (計画第3年度) | 平成27年度 (計画第4年度) | 平成28年度 (計画第5年度) |
|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 資 本 的 収 入 | 1. 企 業 債 | 7,133 | 9,924 | 4,001 | 4,525 | 4,209 | 5,574 | 5,789 | 6,087 | 6,012 | 6,219 |
| | 資本費平準化債 | 1,706 | 467 | 350 | 493 | 648 | 855 | 856 | 1,160 | 1,429 | 1,612 |
| | 2. 他 会 計 出 資 金 | | | | | | | | | | |
| | 3. 他 会 計 補 助 金 | 2,954 | 331 | 150 | | 101 | | | | | |
| | 4. 他 会 計 負 担 金 | | 2,392 | 1,908 | 1,357 | 1,437 | 1,664 | 1,610 | 1,663 | 1,661 | 1,752 |
| | 5. 他 会 計 借 入 金 | 1,820 | 1,069 | 592 | | | 79 | | | | |
| | 6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金 | 1,289 | 1,676 | 1,480 | 2,093 | 1,585 | 2,184 | 2,549 | 2,557 | 1,958 | 2,408 |
| | 7. 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | | | | | |
| | 8. 工 事 負 担 金 | 187 | 252 | 228 | 260 | 196 | 192 | 120 | 115 | 147 | 138 |
| | 9. そ の 他 | 136 | 39 | 33 | 30 | 23 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 計 (A) | 13,519 | 15,683 | 8,392 | 8,265 | 7,551 | 9,718 | 10,093 | 10,447 | 9,803 | 10,542 |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | 844 | 999 | 957 | 744 | 978 | 1,074 | 1,074 | 919 | 998 |
| | 純 計 (A)-(B) (C) | 13,519 | 14,839 | 7,393 | 7,308 | 6,807 | 8,740 | 9,019 | 9,373 | 8,884 | 9,544 |
| | 資 本 的 支 出 | 1. 建 設 改 良 費 | 5,815 | 5,463 | 4,825 | 6,206 | 5,528 | 6,963 | 7,350 | 7,350 | 6,350 |
| うち職員給与費 | | 412 | 404 | 395 | 368 | 378 | 378 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| 2. 企 業 債 償 還 金 | | 11,284 | 13,634 | 8,042 | 7,170 | 7,337 | 7,740 | 7,869 | 8,167 | 8,373 | 8,469 |
| 3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金 | | | 235 | 289 | 348 | 348 | 348 | 368 | 368 | 368 | 368 |
| 4. 他 会 計 へ の 支 出 金 | | | | | | | | | | | |
| 5. そ の 他 | 40 | 144 | 170 | 155 | 145 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | |
| 計 (D) | 17,139 | 19,476 | 13,326 | 13,879 | 13,358 | 15,231 | 15,767 | 16,065 | 15,271 | 15,867 | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | 3,620 | 4,637 | 5,933 | 6,571 | 6,551 | 6,491 | 6,748 | 6,692 | 6,387 | 6,323 | |
| 補 て ん 財 源 | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 | 1,807 | 2,898 | 3,467 | 3,964 | 4,037 | 4,355 | 4,858 | 4,739 | 4,490 | 4,610 |
| | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 | 1,595 | | | | | | | | | |
| | 3. 繰 越 工 事 資 金 | 218 | | 844 | 999 | 957 | 744 | 978 | 1,074 | 1,074 | 919 |
| | 4. そ の 他 | | 1,739 | 1,622 | 1,608 | 1,557 | 1,392 | 912 | 879 | 823 | 794 |
| 計 (F) | 3,620 | 4,637 | 5,933 | 6,571 | 6,551 | 6,491 | 6,748 | 6,692 | 6,387 | 6,323 | |
| 補 填 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F) | | | | | | | | | | | |
| 他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G) | 1,820 | 2,654 | 2,957 | 2,609 | 2,260 | 1,991 | 1,624 | 1,256 | 888 | 520 | |
| 企 業 債 現 在 高 (H) | 147,194 | 145,116 | 142,583 | 141,387 | 139,676 | 138,763 | 137,445 | 136,097 | 134,436 | 132,855 | |

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

| 年 度 | | 平成19年度 (計画前5年度) (決 算) | 平成20年度 (計画前4年度) (決 算) | 平成21年度 (計画前3年度) (決 算) | 平成22年度 (計画前々年度) (決 算) | 平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込) | 平成24年度 (計画初年度) | 平成25年度 (計画第2年度) | 平成26年度 (計画第3年度) | 平成27年度 (計画第4年度) | 平成28年度 (計画第5年度) |
|-------|----------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 収 益 的 | 収 支 分 | 3,580 | 3,259 | 3,472 | 3,965 | 3,968 | 3,751 | 4,149 | 4,077 | 3,995 | 3,863 |
| | うち基準内繰入金 | 3,579 | 3,259 | 3,472 | 3,924 | 3,968 | 3,751 | 4,149 | 4,077 | 3,995 | 3,863 |
| | うち基準外繰入金 | 1 | | | 41 | | | | | | |
| 資 本 的 | 収 支 分 | 2,954 | 2,723 | 2,058 | 1,356 | 1,538 | 1,664 | 1,733 | 1,752 | 1,699 | 1,806 |
| | うち基準内繰入金 | 1,199 | 2,392 | 1,292 | 1,242 | 1,437 | 1,450 | 1,610 | 1,663 | 1,661 | 1,752 |
| | うち基準外繰入金 | 1,755 | 331 | 766 | 114 | 101 | 214 | 123 | 89 | 38 | 54 |
| 合 計 | | 6,534 | 5,982 | 5,530 | 5,321 | 5,506 | 5,415 | 5,882 | 5,829 | 5,694 | 5,669 |

(3) 経営指標等

(単位:%)

| | 平成19年度 (計画前5年度) (決算) | 平成20年度 (計画前4年度) (決算) | 平成21年度 (計画前3年度) (決算) | 平成22年度 (計画前々年度) (決算) | 平成23年度 (計画前年度) (決算見込) | 平成24年度 (計画初年度) | 平成25年度 (計画第2年度) | 平成26年度 (計画第3年度) | 平成27年度 (計画第4年度) | 平成28年度 (計画第5年度) | |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 料金回収率※ (%) | 41.7 | 68.7 | 78.3 | 80.8 | 83.5 | 83.7 | 88.4 | 90.0 | 92.9 | 94.0 | |
| 資本費 (円又は%) | 178 | 185 | 151 | 156 | 159 | 130 | 131 | 129 | 123 | 121 | |
| 総収支比率(法適用) (%) | | 77.9 | 82.7 | 89.0 | 90.5 | 88.3 | 92.6 | 92.9 | 94.1 | 93.9 | |
| 経常収支比率(法適用) (%) | | 78.3 | 82.8 | 88.9 | 90.4 | 88.4 | 92.8 | 93.1 | 94.2 | 94.1 | |
| 営業収支比率(法適用) (%) | | 105.3 | 107.4 | 108.7 | 111.6 | 108.2 | 110.5 | 110.8 | 112.4 | 112.1 | |
| 累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲) | | 34.8 | 61.1 | 77.4 | 90.8 | 97.9 | 98.4 | 107.6 | 115.0 | 123.2 | |
| 収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲) | 44.5 | | | | | | | | | | |
| 繰入金比率 | 収益的収入分 (%) | 3,580 | 3,259 | 3,472 | 3,965 | 3,968 | 3,751 | 4,138 | 4,067 | 3,988 | 3,858 |
| | うち基準内繰入金 (%) | 3,579 | 3,259 | 3,472 | 3,924 | 3,968 | 3,751 | 4,138 | 4,067 | 3,988 | 3,858 |
| | うち基準外繰入金 (%) | 1 | 0 | 0 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 資本的収入分 (%) | 2,954 | 2,723 | 2,058 | 1,356 | 1,538 | 1,664 | 1,733 | 1,752 | 1,699 | 1,806 |
| | うち基準内繰入金 (%) | 1,199 | 2,392 | 1,292 | 1,242 | 1,437 | 1,450 | 1,610 | 1,663 | 1,661 | 1,752 |
| | うち基準外繰入金 (%) | 1,755 | 331 | 766 | 114 | 101 | 214 | 123 | 89 | 38 | 54 |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目 | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件） |
|---------------------------|--|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み | 本市の汚水処理原価187円/㎡(23年度)に対して、使用料単価が156円/㎡(23年度)であるため、下水道使用料収入が汚水処理費を下回っている状況が続いている。 下水道財政の健全化のためには、下水道使用料の適正化を図る必要があることから、平成25年度に使用料改定を予定している。 |
| 2 他会計繰入金の見込み | 一般会計からの繰入金のうち基準内の繰入金については、総務省自治財政局長から通知された繰出基準により、公費で負担することが適当とされている経費について見込んでいる。 また、基準外の繰入金(赤字補てん)については、建設投資や維持管理コストを縮減すること等により平成20年度以降漸減させており、特殊な要因が発生しない限り、繰入れを行わない見込み。 (計画に計上してある基準外の繰入金については、下水道使用料によって賄うことが適切ではない公共性の高い事業を実施するための負担相当額を見込んでいるもので、赤字補てんを目的としているものではない。) |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | 第3次松山市下水道整備基本構想においては、普及率の向上と下水道財政の健全化を勘案し、適切な建設投資規模として年間65億円を目標に投資活動の平準化を図っているため、大規模投資の予定は見込んでいない。資産売却等による収入についても、現時点では見込んでいない。 |
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの | 準建設改良費に係る起債(資本費平準化債)の新規発行をでき得る限り抑制することにより、下水道事業債の未償還残高の増嵩を極力抑えることとした。 |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

| 項 目 | IIの課題番号 | 具 体 的 内 容 |
|--------------------------------|---------|--|
| 1 経常経費の見直し | | |
| ○ 定員管理 | ④ | 本市では、これまでも「定員管理の適正化」については特に先行的な取組みを行い、比較的定員事情が良いとされる中核市の中でも高い水準を維持しているところである。 当初計画では、職員数を平成19年度の109人から平成23年度には103人まで減員することを目標としていたが、平成23年度で99人と当初計画を上回る職員数を減員している。 今後は、市民サービスを維持することを念頭に置き、業務の簡素化・効率化等により定員管理の適正化に努める。 |
| ○ 給与のあり方 | | |
| ◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 | ④ | 給与水準の適正化を図るため、国に準じた給与構造改革を平成18年4月1日に実施 給料表の再編 平均4.8%引き下げ 号給の4分割 査定昇給を全職階に導入 成績率の導入 55歳以上職員の昇給抑制措置 地域手当は東京事務所職員及び医師に対し、国の制度に準拠して支給 |
| ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 | ④ | 平成20年5月に公表した取組方針に基づき、技能労務職員に対する特殊勤務手当の見直しを行うとともに、給料表や諸手当を含む給与全体の水準の適正化に向けた取組みを進める。 |
| ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 | ④ | 給与水準の適正化を図るため、平成17年3月1日に定年及び勸奨退職時特昇を廃止。 平成18年4月1日付けで、国に準じて退職手当制度を改正。 |
| ◇ 福利厚生事業のあり方 | ④ | 法定福利については、法律及び県共済組合の指示に従い、事業主としての責務を粛々と果たすとともに、法定外福利における事業主負担についても、毎年、事務事業の見直しを行なうなど適正化に努め、負担の削減(例;松山市職員共済会⇒19年度から21年度の3カ年で約9百万円削減【削減率12.8%】)を図ってきたところである。 今後も、事務事業の見直し・事務の効率化を図りながら、法の趣旨に沿った適正な福利厚生の実施を目指す。 |
| ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 | ④ | 下水道施設から発生する汚泥は、平成17年度から一部をセメント資源などに再利用し汚泥処分費の縮減を図っており、今後さらに縮減に向けた検討を進める。 また、下水道革新的技術実証事業により、下水汚泥の固形燃料化を行い汚泥焼却炉の補助燃料とすることで、汚泥焼却に係る燃料費の抑制を図る。 |
| ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 | ④ | 現有する4処理場のうち3処理場の維持管理については、性能発注による包括的民間委託(レベル3:補修も併せた性能発注)を実施しており、残る1処理場(平成17年度供用開始)についても、平成23年度からレベル2(ユーティリティ管理も併せた性能発注)により実施している。 |

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目 | IIの課題番号 | 具 体 的 内 容 |
|--|---------|--|
| 2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 | | |
| ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 | ② | 本市の汚水処理原価187円/m ³ (23年度)に対して、使用料単価が156円/m ³ (23年度)であるため、下水道使用料収入が汚水処理費を下回っている状況が続いている。したがって、下水道財政の健全化を図るためには、使用料の適正化が必要であり、平成34年度までには汚水処理費を下水道使用料で賄えるように、使用料の改定を段階的に行う予定である。 |
| 3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 | | |
| ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 | ① | 毎年7月と10月の2回、企業会計を含めた本市の財政状況を広報紙や市ホームページで公表している。 平成20年度からは下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用しており、企業会計方式に基づく収支の状況、財政状態、事業概要、主な経営指標等について公表している。 |
| ○ 行政評価の導入 | ① | 平成12年度から事務事業評価システムを導入し、事務事業の廃止や縮減などにより、市民サービス向上策のための財源捻出につなげてきた。今後は、これまでの手法を踏まえて改善に努め、より効率的・効果的な事務事業評価に取り組む。 |
| 4 その他 | ⑤ | 平成20年度から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用したことにより、長期的視点に立った健全な事業経営に努めるとともに、経理の透明性を高めることにより、市民へのアカウントビリティを向上させることとする。 本市の普及率は全国的にもまだまだ低いことから今後の上昇の余地があり、有収水量の見込める地域を優先的に下水道施設の整備を行うことで、普及率の向上による下水道使用料の増収を図っていく。 |

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課 題 | 取 組 み 及 び 目 標 |
|---------------------------|--|
| 1 経常経費の見直し | 全庁的な定員管理として、職員数が合併前の旧松山市の水準となるよう定員の適正管理を行うとともに、給与水準の適正化により、人件費の抑制に取り組んでいるところである。下水道事業においても、全庁的な定員管理の適正化に合わせて取り組んでいく。 |
| 2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 | 繰越欠損金の解消を行うためには、第3次松山市下水道整備基本構想の目標として掲げる平成34年度までの単年度赤字の解消が重要であることから、収入増加や経費削減・合理化等、さらなる取り組みを行う。 また、平成25年度には使用料改定を実施する予定であり、現行使用料のままでは平成28年度には累積欠損金が約120億円となる見込みであるが、実施されれば累積欠損金の増加が抑制され約100億円程度となる見込みである。 |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等 | 企業会計方式の導入以降、赤字補てんを目的とする基準外の繰入金は漸減しており、特殊な要因が発生しない限り、独立採算制を遵守していく。 |
| 4 その他 | 平成20年度から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用したことにより、長期的視点に立った健全な事業経営に努めるとともに、経理の透明性を高めることにより、市民へのアカウンタビリティを向上させることとする。 また、効率的な下水道施設の整備を行うことで、普及率の向上による下水道使用料の増収を図る。 |

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

Table with columns for '区分', '課題', '目標又は実績', and years from '平成18年度' to '平成28年度' plus '当初計画合計' and '延長計画合計'. It details metrics like population, water usage, and costs.

Table showing '当初計画に計上した施策に係る改善効果額' (Improvement Effect Amounts of Measures Planned in the Initial Plan). It breaks down '収入の確保' and '経営の効率化' into various sub-categories like '使用料収入' and '管理運営費'.

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

Table showing '延長計画に計上した施策に係る改善効果額' (Improvement Effect Amounts of Measures Planned in the Extension Plan). It continues the breakdown of '収入の確保' and '経営の効率化' into specific sub-categories.

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
注2 「収入の確保」その他④の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を〇印で囲むこと。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
○ 民間委託の取組状況
○ その他に記入された項目に関する取組等